

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
第2回F U会合 事務局説明資料③
ガバナンスの充実等
令和6年7月5日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

外部理事の設置対象外となる小規模法人の基準

公益認定の基準〔認定法5条15号〕

理事のうち一人以上が外部理事であること

外部理事とは

1. 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前十年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
2. その他1. に準ずるものとして内閣府令で定める者であること

適用除外

政令で定める基準に達しない場合は、外部理事を設置しなくてもよい。

(毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。)

外部理事を加えることの趣旨

- 法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化の防止、社会課題を踏まえた柔軟な視点から理事会運営の活性化を期待

外部理事になれない者（内閣府令）



- 現に社団法人の社員である者
- 財団法人の設立者

- 社員は、法人の構成員であり、最高議決機関である社員総会の構成員であることから法人の外部とはいえない。
- 設立者は、財団設立の意思をもって財産を拠出する者であり、法人の外部とはいえない。

※外部監事も同様とする

その他小規模法人への配慮

- 経過措置により、新法施行後も、在職中の全ての理事が任期満了となるまでの間に基準に適合すれば良い。
- 外部理事を含む役員に求められる役割を明確化し、研修や相談会、好事例の発信を通じて人材育成・確保を支援。

外部理事が適用除外となる小規模法人の基準（政令）

- 収益：3,000万円未満
かつ
- 費用・損失：3,000万円未満

〔考え方〕

- 法人の私物化のリスクは法人の規模に関係ない
- ただし、①外部理事を確保すること、②外部理事がその役割を發揮できるよう、情報提供などを日常的に行う事務負担に配慮する必要がある。
- 収益、費用・損失が2,000万円～3,000万円の間で常勤の職員の平均が1人を下回り（注）、事務体制が特に脆弱であることから、3,000万円を基準とする。
※3,000万円の場合、全法人の約3割が適用除外となる見込み。
（注）収入・費用3,000万円未満の法人で常勤職員の平均は約1.2人、収入・費用2,000万円未満の法人で常勤職員の平均は約0.9人

会計監査人の設置範囲拡大

会計監査人の設置範囲拡大〔認定法5条13号〕

- 最終報告の内容を踏まえ、会計監査人の設置範囲を以下のとおり拡大する。

現在の基準		新しい基準
次のいずれかを満たす法人		次のいずれかを満たす法人
収益	1,000億円以上	収益 100億円以上
費用・損失	1,000億円以上	費用・損失 100億円以上
負債	50億円以上	負債 50億円以上

趣旨・基準設定の考え方

- 現在、収入が1,000億円以上の法人・費用・損失が1,000億円以上の法人は数法人のみであり、実態と乖離した基準となっていることから、**収益及び費用・損失について基準を引下げる。**
- 社会福祉法人・学校法人が会計監査を必須とする基準を引き下げていること等も踏まえ、必置の範囲を拡大する。
※社会福祉法人（収益30億円、負債60億円）
学校法人（収益10億円、負債20億円）
- 会計監査人必置のコストを踏まえ、法律で一律に必置とする範囲は一定の規模を有する法人とする。
→現在の約190法人から約220法人が必置となる見込み

改正後の公益法人の会計の適正性の確保のための措置

- 現行の取扱いと同様、ガイドラインと合わせて法人の実態に合った形で会計処理の適正性が確保されるようにする。

※現行のガイドラインの記載（5条2号経理的基礎関係）

- **収益、費用・損失1億円未満の法人**
→監事のうち1人以上に一定の経理業務の経験があること
 - **収益、費用・損失1億円以上の法人**
→外部監査を受ける 又は 監事のうち1名が公認会計士若しくは税理士の資格保持者であること
- 今後のガイドライン制定で引き続き検討

その他の政令事項

施行期日を定める政令

- **令和7年4月1日を施行日とする。**

認定取消／解散の際に財産を贈与できる法人〔認定法5条20号・21号〕

- 認定取消しや解散の際に、財産を贈与できる法人として、日本赤十字社を明記する
→これまでも日本赤十字社は政令の要件に該当するものとして、財産の贈与を認めてきたが、条文上明確でないことから明記する。

最終報告

ア 立入検査の重点化

現行の定期的・網羅的な立入検査の実施を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒をつかんだ法人に対して機動的・集中的に立入検査を実施する。また、組織的及び戦略的に立入検査を行うことができるよう、体制やその手法を見直す。

イ 監督措置の実効性向上

(ア) 行政庁における定期提出書類等の事後チェック強化の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち届出化する事項は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。

(イ) 監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することとする。

(ウ) 法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が一覧性をもって公表する。

(エ) 緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討する。

政府の取組

● 立入検査の頻度・内容のメリハリ付け

- ・過去の立入検査・事業報告等で問題がない法人は、検査のインターバルの延長+検査内容を簡素化 → 点検調査(仮称)の実施

(内閣府ではR5から14法人で試行)

- ・内外からの情報提供等により不適切事案の端緒を掴んだ場合、機動的に立入検査や報告要求を実施。認定法上の問題が判明したら、勧告、命令、認定取消等の監督措置を果断に実施。

● 監督に係る予見可能性の向上

- ・ガイドラインで審査と監督の基本的考え方を一元的に示す
- ・事前審査ではなく事後チェックで確認する点を明示
(例：審査時に予定されていた寄附の受入れ状況、変更届出による事業変更の状況など)
- ・監督事案の公表の考え方(法人名、掲載期間、改善時の対応など)を整理し、現在の監督措置の実施状況を一元的に公表

● 法人運営の支援

- ・公益認定後間もない法人等に対し、制度理解や公益法人が遵守すべき事項等の周知、法人運営の支援を実施(新規認定後は早期に一度は点検調査を実施)

体制の整備等

● 公益認定等委員会事務局に専任の検査担当を設けることを検討

- ・検査の実効性向上、ノウハウの組織的蓄積・継承

● 都道府県への支援

- ・都道府県に検査のノウハウなど審査・監督に関する知見を提供
- ・基本的な考え方を共有しつつ、地域の実情に応じた監督が行われるよう措置